

「家族を信じて託すことが大切です」

家族信託 サービス

【資産継承信託】編

例えば

- 父が所有し自分で管理しているアパートなどの不動産がある
- 賃貸借契約などは、父の代わりに長男や長女がサイン（代筆）している

万が一、病気や認知症などで
お父さんの意思判断能力がなくなったら・・・



- 賃貸借契約
- 売却
- 大規模改修
- 管理委託契約
- 建て替え

全てのことが
できなくなります！

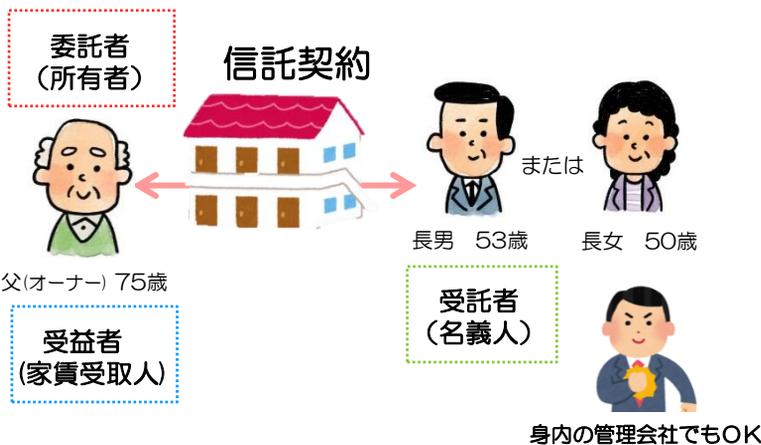
家族信託なら

財産管理や柔軟な資産継承対策
として家族信託を結んでおくと…



- 賃貸借契約
- 売却・建替え
- 大規模改修
- 管理委託契約

全てできるようになります！



サービス費用

200,000円

(公証役場費用・登記料・消費税は別途)



クレジットカードがご利用いただけます。

お問い合わせ先

TEL.048-477-2007

営業部 加藤まで
相続診断士・宅地建物取引士

明治5年
創業



増木工業株式会社

TEL.048-477-2007 FAX.048-477-1167

Panasonic Builders Group | パナソニックビルダースグループ 〒352-0011 埼玉県新座市野火止三丁目10番7号

建設業許可 国土交通大臣(特-27)第23888号 宅地建物取引業免許 国土交通大臣(2)第8122号

一級建築士事務所登録(埼玉県知事登録(1)第11190号 東京都知事登録第57037号)

詳しくは | 増木 | 検索 | www.masuki.net/

